

（仮）愛西市 緑の基本計画

目次

第1章 緑の基本計画について

1-1	緑の基本計画とは	1
1-2	本市における「緑の基本計画」について	2
1-3	緑の重要性	4

第2章 現況調査

2-1	愛西市をとりまく環境	5
2-2	緑地現況調査	10
2-3	緑化調査	18
2-4	調査結果の解析・評価	20
2-5	課題	23

第3章 みどりの将来像

3-1	みどりの将来像	26
3-2	みどりの将来都市構造	27
3-3	計画の将来目標値（将来フレーム）	31

第4章 みどりのまちづくりの方向性

4-1	みどりのまちづくりの基本理念	32
4-2	みどりのまちづくりの基本方針	33

第5章 みどりのまちづくりの分野別方針と施策

5-1	「愛西市らしいみどりを守る」ための方針と実施施策	37
5-2	「既存の公園緑地を充実させる」ための方針と実施施策	41
5-3	「市民とともにみどりを創り出す」ための方針と実施施策	44

第 1 章 緑の基本計画について

1-1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法に基づき、各市町村が、緑地の適正な保全・整備や緑化の推進について様々な取り組みを計画的に進めていくために定める総合的な計画です。緑の現状やまちづくりの方向、緑に対する市民意識やニーズ、社会情勢の変化などに即して策定します。

緑の基本計画には次のような特色があります。

●市内のあらゆる緑・オープンスペースに関する総合的な計画

緑地の保全、樹木等の保全、公園等の整備、道路緑化、河川水路の緑化、学校緑化、住宅地の緑化、緑に関するイベントなど、緑・オープンスペースに関するあらゆる事柄について、今後の取り組みの方針を表すものとなります。

●地域の特性に応じた創意ある計画

策定主体が市であるため、住民の意見を反映しながら、地域特性を活かした市独自のオリジナリティーあふれる計画を策定することができます。

●公表が義務付けられた、実効性の高い計画

本計画の緑のまちづくりは、行政・住民・事業者などが一体となって行われることが不可欠なため、計画の公表が義務付けられています。目標や施策を公表することで、関係者間の連携・協力を促進することができます。

1-2 本市における「緑の基本計画」について

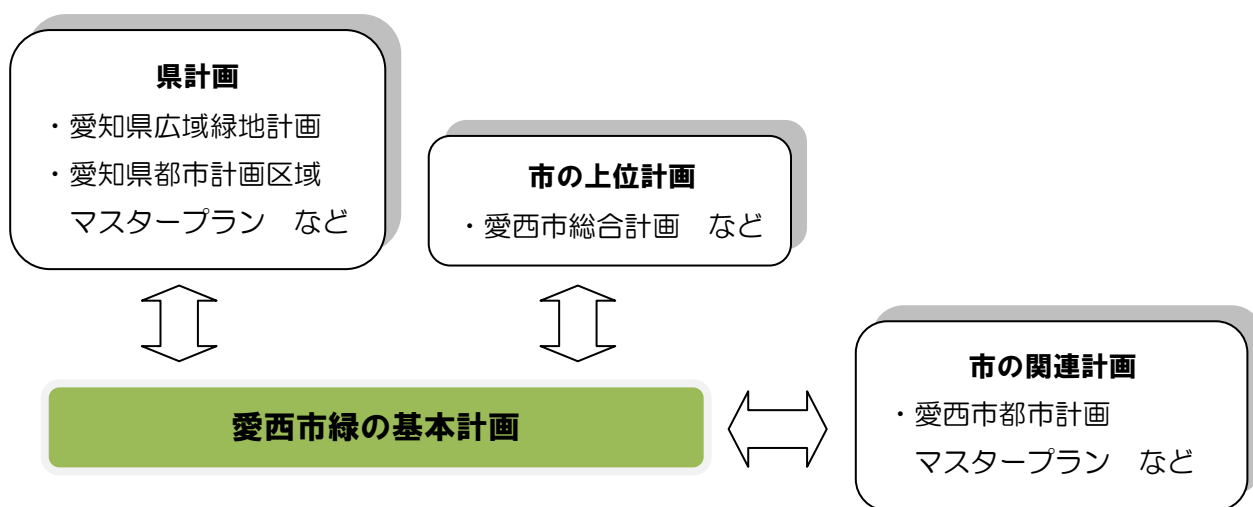
(1) 緑の基本計画策定の背景と目的

平成 16 年に都市公園法と都市緑地保全法が改正され、今まで以上に都市における緑地保全や緑化の推進がクローズアップされています。また社会情勢やライフスタイルの変化により、豊かな地域づくりにおける緑とオープンスペースの重要性はますます高まってきています。

こうした中、平成 17 年には 4 町村の合併により、新しい“愛西市”が誕生しました。平成 21 年度には、まちづくりに関する総合的な計画である「愛西市都市マスタープラン」も策定されました。緑の基本計画（以下「本計画」とする）では、愛西市の特色を生かしたみどり環境の実現を目的とし、都市マスタープランと同様平成 32 年の目標年次に向けて、市民とともに計画づくりを進めていきます。

(2) 本計画の位置付け

本計画では、このような県の計画や、市の上位計画、関連計画など、緑に関する様々な計画との整合や施策の連携により、本計画の実効性を高めていきます。



■愛知県広域緑地計画

市町村を超える広域的な見地から緑に対する考え方、骨格となる緑地、目標などを示した、緑の基本計画策定の指針となるものです。

■愛西市総合計画

地方自治法に基づき、市のまちづくりの目標や目指す将来像を定め、この実現のための施策を体系的に明らかにした行財政運営の基本となる指針です。

将来像	人々が和み、心豊かに暮らすまち
基本理念	和み：犯罪が少なく、いくつになっても安心して平和に暮らせるまち ゆとり：住みなれた地域で、心豊かにゆったりと過ごすことができるまち 安心：地域の中でお互いが支えあい、安心して暮らすことができるまち 便利：仕事をしていても、年をとっても、便利に暮らすことができるまち 健やか：未来に向けて、子供たちの健やかな成長を願い、その環境があるまち

■愛西市都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、長期的な視点からまちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、市が定める都市計画の方針として定めるものです。

将来像	子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らせる 社会生活基盤の確立
基本理念	1. コンパクトな都市に向けた再構築 2. 生活満足度の高い都市づくり

(3) 本計画で対象とする「緑」

本計画で対象とする「緑」とは、樹木や草花などの植物そのものに限らず、樹林地、水辺地、農地など様々な樹木や草花によって構成されている環境全般を「緑」と呼ぶこととします。

【緑の例】



公園の緑



道路の緑



社寺の緑



住宅の緑



公共施設の緑



農地



水田



水辺地

1-3 緑の重要性

緑は、CO₂の吸収機能を始め、災害時等における延焼防止、地域を特徴づける景観形成など様々な機能を持っており、安全で快適な生活環境を形成する上で欠かせない存在です。

都市化の進展や少子高齢化などに伴い、自然とのふれあい志向、スローライフへの関心が高まっていく中で、緑の果たす役割はとても重要となっています。

【緑の役割】

生活環境の改善

樹木などの植物は、CO₂を吸収することから、地球温暖化の防止に効果があります。また、蒸散作用や日射反射率が大きいため、ヒートアイランド現象の緩和にもつながります。他にも大気の浄化、騒音や振動の軽減など、私たちの生活環境の改善に寄与しています。

安らぎやふれあいの場の提供

価値観の多様化や自由時間の増加により、市民の余暇活動への需要が高まりを見せています。供からお年寄りまで楽しめる多様なニーズに応える交流の場を提供することで、地域コミュニティの輪が広がっていきます。スローライフ志向に伴い、市民が気軽に農業を楽しめる市民農園などにも多くの関心が集まっています。

生物の生息環境

緑は、都市の中で様々な生物の生息環境となっています。樹林地や河川、農地といった大きな緑のほか、屋敷林や社寺林などの比較的小規模な緑も生物の貴重なすみかとなっています。また、街路樹や住宅の庭木などは生物の移動ルートにもなります。

災害などにおける安全性の確保

公園緑地は、災害時の大切な避難地や避難経路となります。また、街路樹は火災時の延焼防止に役立ちます。農地は、雨水を地中に保水する涵養機能を持っていることから、河川や用水路の急激な増水防止に寄与します。

このように、緑は安全な環境インフラとしての機能も持っています。

地域らしい風景の形成

緑は、地域の気候や風土になじんでいるため、地域特有の生態系や景観を有しています。地域らしい風景を残していくためには、地域に残る緑を文化・歴史と一緒に守っていくことが大切です。

第2章 現況調査

2-1 愛西市を取りまく環境

1. 位置・地勢

本市は愛知県の西部に位置し、海部地方に属しています。また、中部圏の中核都市である名古屋市より西方 20 km の位置にあります。

平成 17 年 4 月 1 日に佐屋町、立田村、八開村、佐織町の 2 町 2 村が合併して誕生した面積 66.63 ㎢ の都市で、北は稲沢市、東は美和町、津島市、南は蟹江町、弥富市、西は木曽川・長良川を挟んで三重県桑名市、岐阜県海津市に接しています。

地形は細かい起伏はあるものの概ね平坦で、佐織地域から立田地域、佐屋地域の大部分が海拔ゼロメートル地帯で、過去には地盤沈下が進んでいましたが、現在は揚水規制等を行うことにより沈静化しています。

【位置図】



2. 人口推移

本市においては、佐屋地域及び佐織地域において昭和 40 年代後半から名古屋市ベッドタウンとして開発が進み、急激な人口増加がみられました。人口は平成 12 年までは増加していましたが、平成 17 年の国勢調査によると総人口は 65,556 人となり減少に転じています。

【愛西市及び地域別人口の推移】

(人)

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
愛西市	62,983 100.0%	63,143 100.0%	64,216 100.0%	65,597 100.0%	65,556 100.0%
佐屋地域	27,880 44.3%	28,303 44.8%	28,470 44.3%	29,802 45.4%	29,590 45.1%
立田地域	7,970 12.7%	8,040 12.8%	8,353 13.0%	8,327 12.7%	8,116 12.4%
八開地域	5,063 8.0%	5,064 8.0%	5,096 8.0%	5,011 7.7%	4,832 7.4%
佐織地域	22,070 35.0%	21,736 34.4%	22,297 34.7%	22,457 34.2%	23,018 35.1%

出典：国勢調査

3. 土地利用現況

河川・里道等、無地番の土地を除いた本市の土地利用の状況をみると、水田が最も多く 48.1%を占め、畑とあわせると 63.2%を農地が占めていることになります。次いで宅地が 18.5%を占めており、山林原野はわずかに 0.2%となっています。平成 14 年から 18 年の推移をみると宅地とその他の土地がわずかに増えています。

【地目別土地利用現況】

(ha)

	総面積	田	畑	宅地	山林原野	雑種地	その他
平成 14 年	5,137.21 100.0%	2,582.27 50.3%	777.53 15.1%	937.91 18.3%	11.63 0.2%	198.03 3.8%	629.83 12.3%
平成 15 年	5,148.34 100.0%	2,552.03 49.6%	800.63 15.6%	943.18 18.3%	11.52 0.2%	197.63 3.8%	643.35 12.5%
平成 16 年	5,234.27 100.0%	2,542.90 48.6%	800.38 15.3%	945.02 18.0%	11.63 0.2%	202.74 3.9%	731.61 14.0%
平成 17 年	5,235.34 100.0%	2,530.39 48.3%	796.08 15.2%	954.71 18.2%	11.47 0.2%	186.48 3.6%	756.21 14.4%
平成 18 年	5,235.32 100.0%	2,518.50 48.1%	790.45 15.1%	970.00 18.5%	11.22 0.2%	186.73 3.6%	758.43 14.5%

出典：愛西市の統計

4. 土地自然特性

河川・水路は水辺環境の重要な核となる要素であり、本市では木曽川、日光川、善太川、鵜戸川などがあげられ、これらは魚類などの生息地ともなっています。

伝統的・歴史的風土を代表する緑としては、社寺の緑や塚などの歴史的痕跡に伴う緑があげられます。

文化的意義を有する緑としては、祭りが催される神社の緑や河川・水路沿いに植えられた桜並木があげられ、これらの緑は野鳥の生息地ともなっています。

※P26「土地自然特性現況」を参照

5. 緑の現況

本市の緑は、その大部分が水田や畑により構成されています。樹林地は極めて少なく、自然林がなく、二次林や人工林は社寺林や屋敷林として存在しています。

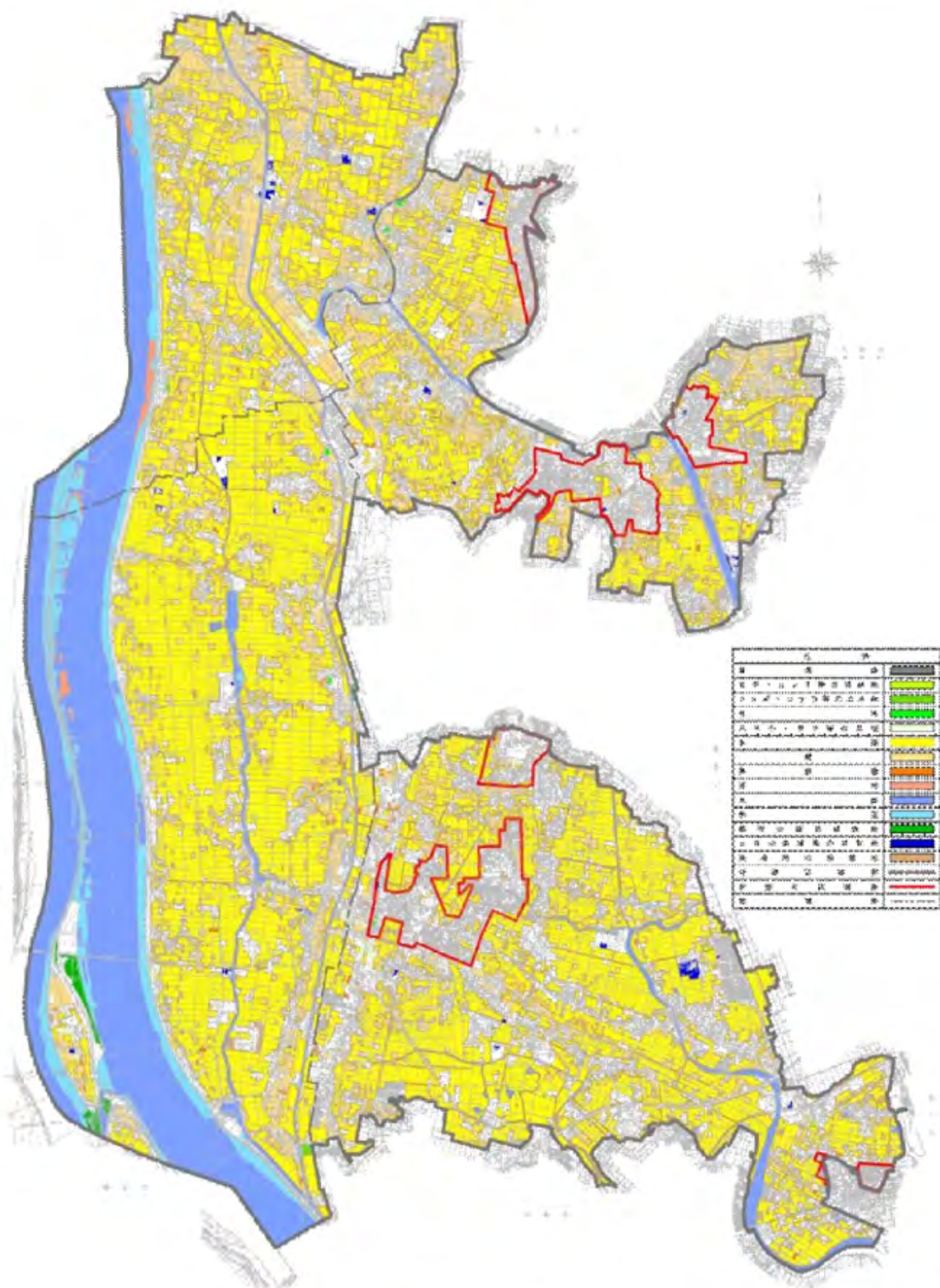
また、木曽川をはじめとする多数の河川があり、水面の面積も多くなっています。

【緑の現況量調査】

区 分	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	都市計画区域 (ha)	備 考
自然林	—	—	—	
スギ・ヒノキ等の植林地	—	0.3	0.3	
クヌギ・コナラ等の二次林	—	1.6	1.6	
竹林	0.2	1.3	1.5	
スズキ・ササ等の草地	1.1	24.6	25.7	
水田	17.8	2,681.5	2,699.3	
畑	11.0	700.2	711.2	
果樹園	0.2	9.0	9.2	
裸地	—	13.8	13.8	
水面	2.1	846.9	849.0	
水辺	—	183.2	183.2	
都市公園の植栽地	—	13.4	13.4	
公共公益施設の植栽地	0.7	9.8	10.5	
民有地の植栽地	1.8	20.6	22.4	
合 計	34.9	4,506.2	4,541.1	

※面積は図上計測による。

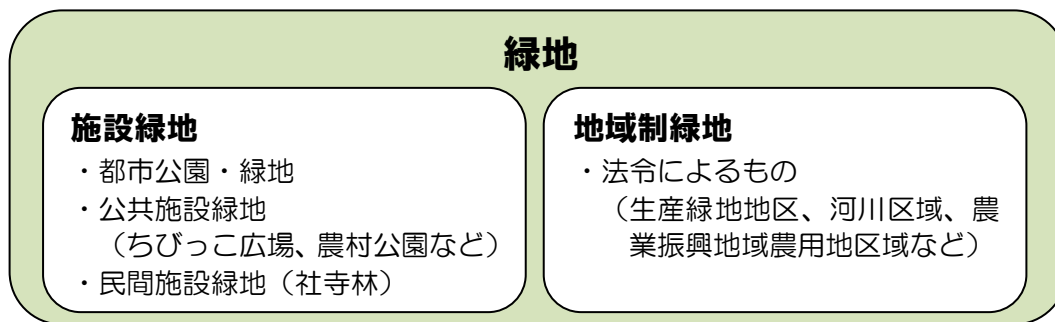
緑の現況図



2-2 緑地現況調査

本計画における「緑地」とは、都市計画公園やちびっこ広場、社寺林、学校の緑など、施設として担保されている緑（施設緑地）や、法律や条例等の指定により一定の永続性が確保されている緑（地域制緑地）を指しています。

【緑地の定義】



1. 都市公園・緑地の現況

都市公園のうち都市計画決定された都市公園は、街区公園 1 箇所、近隣公園 3 箇所、地区公園 1 箇所の計 5 箇所となっており、そのうち 68.5%が供用開始されています。都市計画緑地は 2 箇所あり、木曽川東海緑地の都市計画決定面積 974.6ha は市域の 14.6%を占めています。この木曽川東海緑地には、国営木曽三川公園（東海広場（仮称鶴戸川）と、船頭平川公園）が含まれています。

重複を除いた都市公園・緑地全体の計画面積は 986.7ha であり、市域の 14.8%を占めています。

【都市公園・緑地】

※平成 21 年 2 月現在

種類	名 称	計画面積/都市 計画決定面積	供用面積	備 考
		(ha)	(ha)	
国営公園	国営木曽三川公園（東海広場・（仮称鶴戸川））	36.0	15.7	都市緑地と重複 供用区域は東海広場（右岸）の一部
	国営木曽三川公園（船頭平河川公園）	4.8	2.7	都市緑地と重複
地区公園	4・4・11 愛西市親水公園	6.6	4.1	
近隣公園	3・3・101 中央公園	3.1	3.1	
	3・3・4 海西公園	0.7	0.7	愛西市分のみ
	3・3・102 リバーサイドパーク	1.2	—	
街区公園	2・2・101 北河田公園	0.2	0.2	
都市緑地	2 木曽川東海緑地	974.6	18.4	国営公園と重複
	3 領内川緑地	0.3	0.3	
都市公園・緑地計（重複除く）		986.7	26.8	

2. 都市公園・緑地以外の施設緑地現況

都市公園・緑地以外の施設緑地として、公共施設緑地と民間施設緑地があります。

公共施設緑地で遊び場等公園の形態をした緑地は、農村公園 4 箇所、児童遊園 18 箇所、ちびっ子広場 52 箇所、その他の公園 6 箇所があります。市内に広く分散して設置されていますが、1,000 m²を下回るものが多くあります。また、屋外運動施設として、グラウンド 7 箇所、プール 2 箇所、ゲートボール場 4 箇所が設置されているほか、市内の小中学校の運動場や体育館が市民に開放されています。

また、木曽川東海緑地【国営木曽三川公園】の水生植物園や森川花はす田、赤蓮保存田といった“ハス”の植物園等があり、多くの人が訪れています。

民間施設緑地としては社寺境内地があげられ、それらは歴史的・伝統的な文化に触れることができる身近な地域住民の憩いの場となっています。

3. 法適用現況

本市において、都市計画法以外に緑地の整備・保全に関連する法制度に基づき定められた区域として、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、河川区域、文化財保護法に基づく文化財、及び条例等に基づく文化財があげられます。

生産緑地地区として市街化区域の農地 25 箇所が指定されています。市街化調整区域は農業振興地域となっており、その大半を農用地区域が占めています。農用地は市街化調整区域内の農地を保全する役割も果たしますが、近年は宅地化による転用が進んでおり、農地は減少傾向にあります。河川区域としては 2 本の一級河川と 6 本の二級河川があります。木曽川と長良川の水門として明治時代に造られた船頭平閘門は、重要文化財に指定されています。

4. 緑地現況量

前述の各緑地について整理した表を以下に示します。

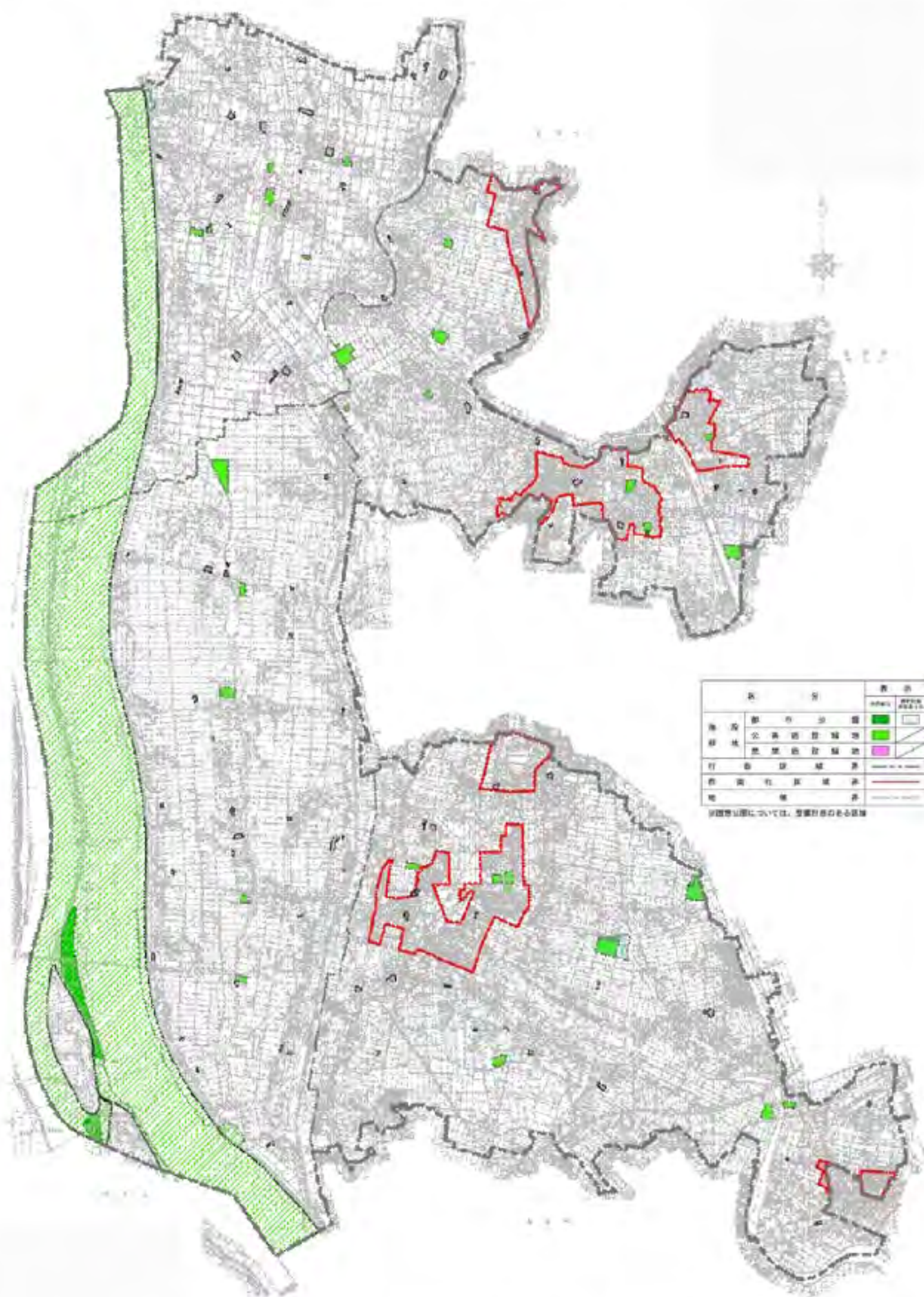
【緑地現況量】

単位：ha

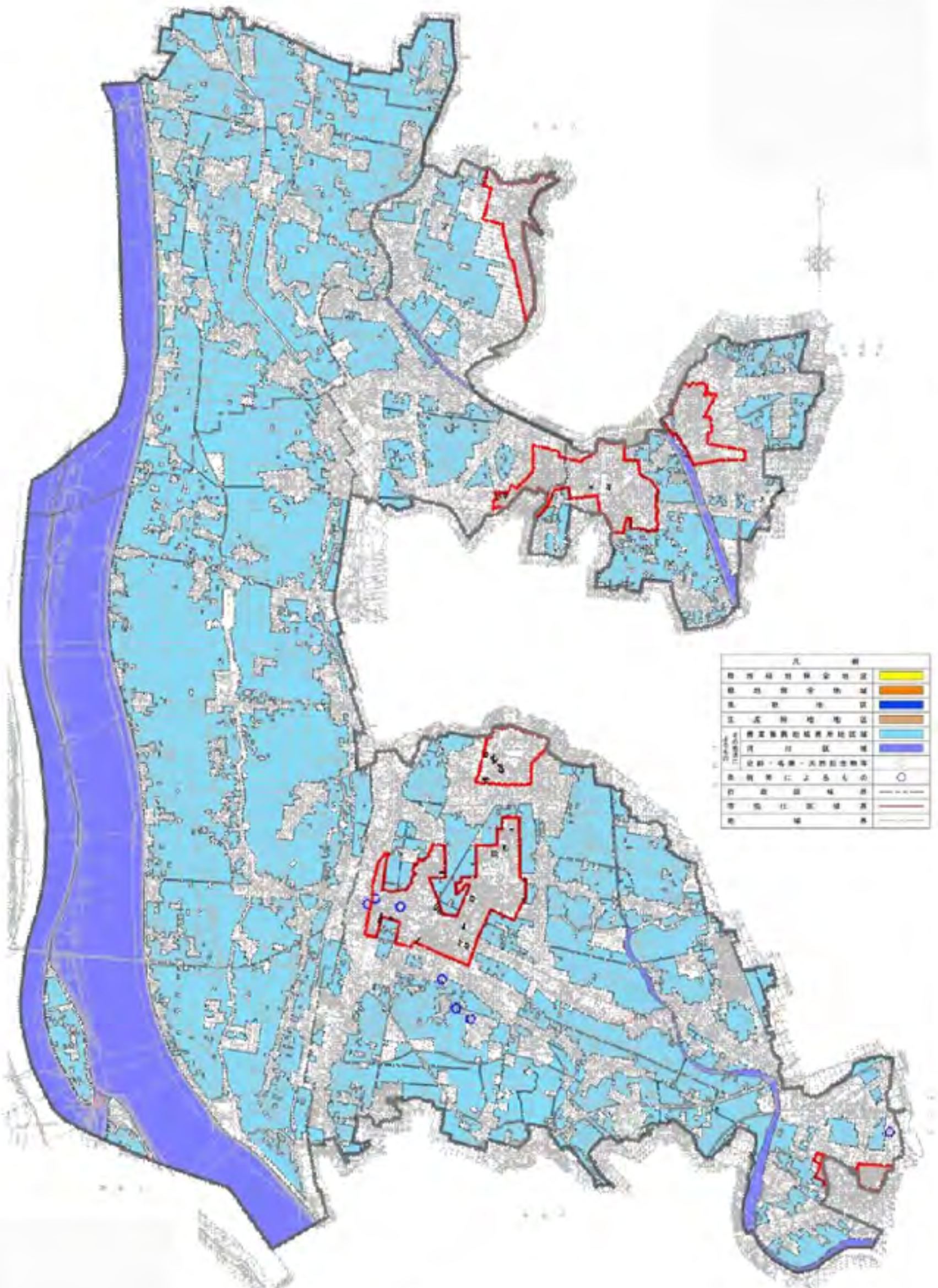
区分		市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (1) + (2) = (3)
施設 緑地	都市公園	0.2	26.3	26.5
	都市緑地	0	0.3 (国営公園との重複18.4ha除く)	0.3
	公共施設緑地	5.7	30.7	36.4
	民間施設緑地	2.8	14.6	17.4
	施設緑地合計	8.7	71.9	80.5
地域 制 緑地	法によるもの	特別緑地保全地区、 緑地保全地域	0	0
		風致地区	0	0
		生産緑地地区	3.0	3.0
		その他法によるもの	4.6	4048.9
		条例等によるもの	0	0
	地域制緑地小計		7.6	4048.9
	地域制緑地間の重複		0	0
	地域制緑地合計		7.6	4048.9
施設・地域制緑地間の重複		0.0	18.4	18.4
緑地現況量総計		16.3	4102.4	4118.6

※条例等によるものとしては、県及び市指定の文化財のなかから 7 箇所をとりあげていますが、面積は指定されていないため、数量は計上していません。

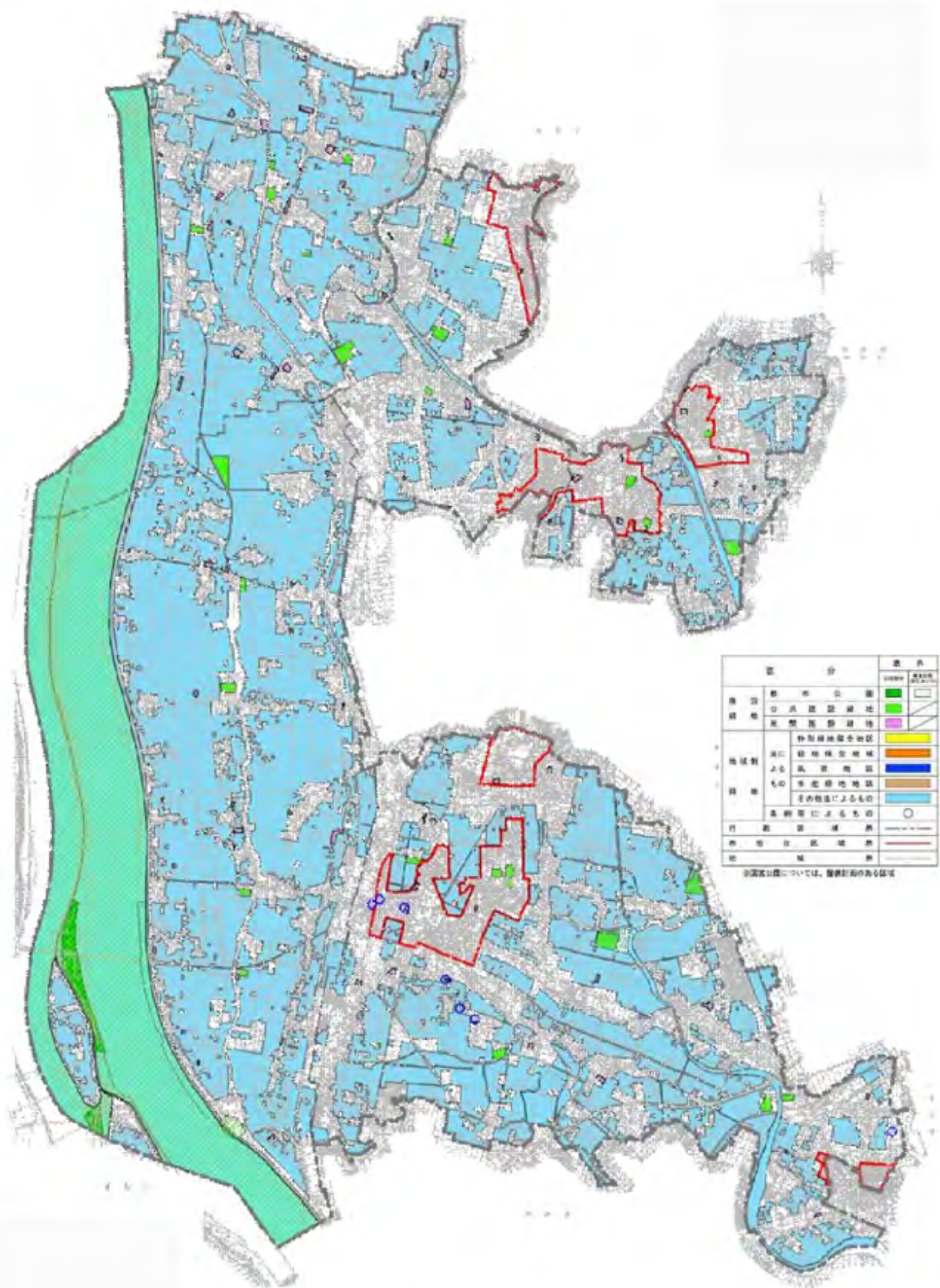
施設緑地現況図



地域制緑地現況図



緑地現況図



2-3 緑化調査

1. 緑化状況調査

(1) 公共公益施設の緑化状況

①道路等緑化状況

緑化されている道路の区間は8箇所あり、中低木の植栽が多くあります。また、河川や水路沿いには桜が植えられ、市民に親しまれています。

【道路緑化位置図】



【桜並木位置図】



②公共公益施設の緑化状況

本市の公共公益施設において特に緑化された施設としては、社団法人が設置する愛厚ホーム佐屋苑ほか、愛西市役所、中央図書館、佐屋公民館、社会福祉会館、八開総合福祉センターなどがあります。近年新しく建築された公共施設においては特に緑化に配慮され、美しい都市景観を形成し、市民の憩いの場となっています。

(2) 民有地の緑化状況

民有地の緑化として目立つのは社寺林であり、立田地域や八開地域では屋敷林も見られます。また住宅や業務施設においても各々庭の緑や外構に配慮した施設がみられます。

2. 緑化に関する条例など

本市において緑化に関する条例等は制定されていませんが、平成 7 年度策定の緑の基本計画において地区計画が 1 箇所（10ha）都市計画決定されており、垣・柵について生垣が奨励されています。

3. 市民意向調査

（1）市民アンケート

市民の約 5 %にあたる 3,000 人を対象として、緑に関する意向調査を行いました（回収率 39.6%）。市民意向の傾向は以下のとおりです。

【全体的な意見】

- ・良いと思う自然環境や景観として最も多く選ばれたのは、「ハス田（ハスの花）」や「まとまった農地（田畑）」であり、愛西市ならではの風景や身近な田園風景が最も評価されています。
- ・身近な広場や公園の充実度については評価が低く、「大人も過ごせるようにする」ことや、「数を増やしたり、広い面積にする」ことが求められています。
- ・スポーツができる広場については、「今ある広場を充実する」ことや「数を増やす」ことが求められています。
- ・緑化については全般に関心が低いですが、その中では比較的、「道路沿道を緑化する」ことに関心が寄せられています。
- ・良くないと思うことや気になることとしては、①休憩場所や木陰の少なさ、②ゴミの投棄や空き地の管理、が最も多く選択されています。散策などみどり環境の整備や公衆道徳の向上、草刈などの管理による、快適な環境づくりが求められています。
- ・今後の重点施策としては、1 自然環境の保全、2 公園や広場の整備、3 官民共同の維持管理が多く選択されています。

【自由記入】

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ・公園分布の偏りや公園へのアクセスの改善 | ・ゴミのポイ捨て防止、草刈、町内清掃の強化 |
| ・木陰や並木の整備 | ・農地の維持管理への指導 |
| ・子供からお年寄りまで楽しめる公園の整備 | ・地域住民の組織化や意欲醸成の促進 |
| ・道路や公園における緑化の推進と適切な維持管理 | ・ウォーキング道路の整備や散策マップづくり |
| ・環境学習の機会の充実 | ・河川の多自然型工法の導入 |
| ・生き物がたくさんいる公園の整備 | ・経済的で効率的な緑化 |
| ・庭木等のリサイクルの推進やリサイクル施設の設置 | ・堤防道路の活用 など |
| ・市内外に向けたハス田のPR | |

【今後重点的に行っていったほうがよいと思うこと】※複数回答

選択肢	回答数	割合
農地や河川の自然環境を保全する	476	40.0%
家族で遊べる大きな公園を増やす	348	29.3%
運動できる広場を増やす	321	27.0%
日常の維持管理を官民協働で行う	286	24.1%
身近な公園を増やす	285	24.0%
蓮田を保全し観光の名所にする	263	22.1%
並木などを増やし名所をつくる	239	20.1%
駅前や道路沿道の緑化を進める	228	19.2%

選択肢	回答数	割合
神社や寺と一体の緑を保全する	130	10.9%
土に親しめる機会を増やす	100	8.4%
住宅地を緑豊かにする	98	8.2%
文化財と一体の緑を充実し名所にする	93	7.8%
公共公益施設の緑化を進める	83	7.0%
その他	56	4.7%
とくにない	49	4.1%
工業地の緑化を進める	25	2.1%

無回答 21 1.8%
合計 1189 100.0%

(2) 市民ワークショップ

緑の基本計画策定に向けてワークショップを3回開催し、市民5人と意見交換を実施しました。みどりのまちづくりに必要な方策として挙げられた主な意見は以下のとおりです。

【農地について】

- ・市民農園や家庭菜園の場として農地を貸出し、休耕田の利活用を図る
- ・ハス田を観光要素として利活用する
- ・休耕田を地域コミュニティの場として利活用する

【樹林地について】

- ・樹林地・樹木の維持管理に対する支援の充実を図る
- ・社寺林や屋敷林など、地域のシンボルとなるみどりを保全する

【河川環境について】

- ・生態系に配慮した河川環境の保全・創出を図る
- ・散策路や並木の整備、土手の修景などを行い、河川・水路の親水性を高める

【公園について】

- ・地域の実情にあった公園の整備や配置の検討を行う
- ・公園緑地、街路樹などの維持管理の充実を図る
- ・公園設備や遊具の適切な維持管理を行う

【みどりにふれるきっかけづくりについて】

- ・公園利用者などに、ポイ捨てや公園利用のマナー向上を呼び掛ける
- ・みどりに関する知識や技術を習得するイベント・講習会などを開催する
- ・除草剤の適切な使用を指導する
- ・子供がみどりに触れる機会の提供の提供や、環境教育の充実を図る

【市民の緑化活動について】

- ・市民への緑化に関するサービスの充実を図る
- ・市民参加による公園の緑化や、維持管理を行う

【施設の緑化について】

- ・大規模な企業跡地や沿道の緑化の検討を行う など

2-4 調査結果の解析・評価

緑は「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観構成」の4つの大切な役割を担っています。現況調査や市民意向などをふまえたうえで、この4つの系統から本市の緑に関する解析・評価を行いました。

(1) 環境保全系統の解析・評価のまとめ

本市の骨格となる緑地は農地と河川・水路です。このほか社寺林も貴重な野生動物の生息環境となっており、これらの緑は快適な生活環境の形成に寄与しています。

市街化調整区域の農地は概ね農業振興地域農用地区域として保全されています。しかし、社寺林や屋敷林は減少しており、樹林地の保全や創出を検討することが必要です。

市内を流れる河川・水路は治水対策により概ね整備されています。これに沿って桜並木が整備されているところもあり、市民に親しまれていますが、一方で自然度の低い区間もあります。河川・水路は生物の移動経路としても重要であり、生活環境をうるいのあるものにするため、親水性や自然度を高める整備や、樹林地とのネットワーク化が望まれます。水質については、以前より改善されていますが、引続き下水道整備などの取り組みを進める必要があります。

快適な生活環境を形成する要素の一つとなる都市公園の多くは市街化調整区域にあり、児童遊園やちびっ子広場が身近な公園となっています。しかし、ちびっ子広場は主として幼児の遊び場として確保されているものであるため、今後は大人も休養でき、植栽などにより四季の移ろいを感じられるような、多様な年代の利用ニーズに対応した公園の整備を進める必要があります。

(2) レクリエーション系統の解析・評価のまとめ

市民の身近なレクリエーションの場としては、児童遊園やちびっ子広場、総合運動場などがあります。町村合併前の各町村ではスポーツレクリエーションに力を入れていたため、運動場等レクリエーション施設は比較的充実しており、学校の運動場や体育館も市民が利用できるようになっています。しかし、総合運動場など規模の大きな施設は市街地や集落から離れた位置にあり、市街地などに多く設置されているちびっ子広場は、高学年児童などが利用するには規模が十分な広さではありません。高齢社会への対応や子育て環境の整備などを考えると、今後は多様な年代が利用できるよう、歩いて行ける身近な場所に、適正な規模の公園を確保し、ベンチなどの休憩施設や木陰を設けるなどの配慮が必要と考えられます。

自然系レクリエーションについてみると、本市は水辺に恵まれています。桜並木や木曽川河川敷の整備などを除けば、比較的消極的な利活用にとどまっています。レクリエーション系緑地としての活用の余地は多いため、今後レクリエーション空間として水辺を活かした魅力的な都市づくりが期待されます。

また、レクリエーション系の緑地は、ネットワーク化することにより利用が促され、新たな楽しみ方を生みます。河川・水路の河川敷や堤防道路、歩道はネットワークとして有効ですが、本市の状況をみると、それぞれ単独で存在し、市内をめぐるネットワークにまではなっていません。遊歩道やサイクリングロード、休憩場所の整備などにより、市内に分散するレクリエーション施設とこれら河川・水路、歩道のネットワーク化を図ることが望まれます。

（３）防災システムの解析・評価のまとめ

本市の市街地は規模が小さく市街地を取り巻く農地が緊急避難地となるため、避難が困難となる地域はほとんどありません。しかし、1 ha 以上のオープンスペースを有する施設が市街地内や隣接地に不足していることから、救援活動や長期的避難等の場となりうるオープンスペースを市街地か隣接地に整備することが望まれます。

また、本市の市街地は人口集中地区であるため、火災に対して延焼遅延機能を発揮するオープンスペースや、建物倒壊の緩衝帯となり災害発生直後の退避に必要な道路やオープンスペースを確保するなど、防災の観点から緑地確保を検討することも必要です。

さらに、災害時において避難路及び輸送路となる都市計画道路は、整備の推進が必要です。

（４）景観構成システムの解析・評価のまとめ

本市は市街化調整区域のまとまった農地や木曽川・長良川などの大きな河川があり、田園風景やゆったりと流れる水面、河川敷などの自然的景観に恵まれています。そのため緑化の必要性を感じにくくなっています。その中で市街地や市街化調整区域の宅地開発による住宅地、工業系施設などは、個々の敷地における緑化の状況がまちまちであり、幹線道路沿道で宅地化している区間の景観は全体として緑のうるおいに欠ける感があります。まちの玄関口となる駅周辺においても、緑化による修景が望まれます。これについては、建築物や工作物のルール作りなどを合わせて行いながら、緑化を推進していくことが必要です。また、広がりのある景観を保つためにも、建築物や工作物の高さを制限するなどの措置を検討することが求められます。

道路植栽や桜並木は視覚的効果の高い緑地であるため、適正な管理や延伸により景観形成に努めることが求められます。

恵まれた自然的景観は本市の資源であり、今後も維持していくことが望まれます。さらに、良好な景観にするために、草刈等の管理や水質の改善を行う必要があります。

(5) 総合評価

環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の4系統の解析・評価を受け、評価された要素を取りまとめた総合評価を行いました。

【総合評価のランク区分】

ランク	内 容	評価方法
I	最優先に整備又は保全が求められる緑地	4系統のうち3系統以上で評価され、そのうち評価ランクⅠが1つ以上ある緑地
Ⅱ	将来に整備又は保全が求められる緑地	4系統のうち評価ランクⅡが2つ以上、又は1系統のみで評価ランクⅠが1つある緑地
Ⅲ	整備又は保全が求められる緑地	上記以外の緑地

【総合評価】

対象となる緑地	緑地機能				備考	評価
	環境保全	レクリエーション	防災	景観構成		
木曾川、長良川、善太川、鶴戸川	I	I		I		I
日光川	I	I	I	I		I
領内川	Ⅱ	I	Ⅲ	I		I
三宅川、目比川、新堀川		I	Ⅲ	Ⅱ		I
ゲノタ幹線水路		I	Ⅲ	Ⅱ		I
農業振興地域農用地区域	I		I	I		I
伝統的・歴史的風土を代表する社寺境内地	I	I		Ⅱ		I
良好な植物群落等、野生動物生息地等である社寺境内地	I	Ⅱ		Ⅱ		I
相ノ川、温常寺川幹線水路		I		Ⅱ		Ⅱ
文化財と一体になった緑地	I	Ⅲ		I		Ⅱ
文化的意義を有する社寺境内地	I	I				Ⅱ
その他社寺境内地		Ⅱ		Ⅱ		Ⅱ
ハス田（植物園等）		I				Ⅱ
都市公園	Ⅲ	I	Ⅲ			Ⅱ
1ha以上の学校運動場、その他グラウンド		I	Ⅲ			Ⅱ
1,500㎡以上の都市公園以外の公園、グラウンド等		I	I			Ⅱ
1,000㎡～1,500㎡の都市公園以外の公園、グラウンド等		I	Ⅲ			Ⅱ
市街化区域の農地	Ⅲ		Ⅱ			Ⅲ
東保八幡社のクロマツ	Ⅲ					Ⅲ
500㎡～1,000㎡の都市公園以外の公園、ゲートボール場			Ⅲ			Ⅲ
都市計画道路		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	幅員15m以上	Ⅲ
養老山地、鈴鹿山脈				Ⅲ		Ⅲ
藤浪駅周辺				Ⅲ		Ⅲ

2-5 課題

以前から深刻化していたヒートアイランド現象や少子高齢化問題に加え、近年では食品の安全に関わる問題や地域コミュニティの希薄など、様々な問題がクローズアップされるようになりました。本市にいたっては平成 17 年に初めて人口が減少傾向へ転向しており、今後も急激な人口増加は見込まれにくい状況となっています。

こうした背景のもと、地域防災の意識やコミュニティ形成志向も高まってきました。また地方分権の推進に伴い、地域らしさの創出や、自分のまちは自分でつくっていくという市民主体のまちづくりがより重視されるようになりました。本市の都市計画マスタープランにおいても「各地域性を活かした個性的で活力のある都市の創造」がうたわれています。

このような環境変化や、前述の現況調査結果などをふまえながら、本市における緑の課題を以下に整理します。

(1) 個性ある緑の保全

市民に親しまれるまちづくりを行うためには、本市の特性をふまえた、愛西市らしい緑づくりを行う必要があります。輪中地帯にあり樹林地や施設緑地が少ない愛西市にとって、広大な農地や大小の河川、地域に残る社寺林などは、貴重な緑の骨格となっています。これらの緑は、多様な生物の生息地や日常的なレクリエーションの場、災害の際の避難地など様々な役割を担っていることから、本市の自然資源の保全・活用に積極的に取り組んでいく必要があります。

(2) 今ある緑の充実

緑には様々な機能がありますが、無作為に量を増すだけでは緑本来の機能を活かしきれません。本市の人口が減少傾向にあることから、「量」だけでなく「質」の向上に重点を置いた施策の展開を図っていく必要があります。市内に分布する公園緑地の配置や地域のニーズを考慮したうえで、機能性の強化や維持管理の充実に取り組んでいくことが求められます。

(3) 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

快適な環境を形成するためには、人の多く集まる公共公益施設や駅周辺、教育施設など、まちの拠点となる施設の緑化が求められます。そのためには様々な主体の連携が不可欠であり、特に市民の積極的な参画を促進させることが重要です。こうした活動を推進していくために、協働による緑化活動の取り組みや市民への支援を充実させる必要があります。

緑の課題図

【社寺林】

- 社寺林は貴重な緑だが、維持管理に対する助成や支援が少ないため、樹林地の確保が難しい。
- 樹種のバランスや生態系を考慮した植樹が必要。

【ハス田】

- 市のみどりの特徴であるハス田の保全が必要。
- 秋～冬は、みどりがなくなり暗い印象を受ける。
- 景観だけでなく、動植物の食物連鎖の配慮も重要。

【グラウンド】

- 学校のグラウンドを活かしきれていない。
- スポーツ専用のグラウンドがない。

【農地】

- 住宅地への転用が見られる。
- みどりの豊かさを守る農地と河川・水路の整備。
- 田園集落景観の保全・継承。
- 水田がれんげ畑となると良いが、田植え時期が早まっており、難しい状況。早い時期のれんげもあるが、値段が高い。
- みどりの保全のためにも、休耕田・空き地の有効的な利用方法や貸出方法が必要。
- 貴重な樹林地である屋敷林が減っている。
- 田んぼの生き物が少なくなった。
- 除草剤の過剰使用。
- 動物による被害が発生している。

【駅周辺】

- 並木などが不足している。

【市街地】

- 防災を考慮した緑化を考えるべきである。
- 沿道の修景が必要。
- みどりの存在感を高める整備が必要。
- 宅地開発による樹木の伐採が進んでいる。
- 特に市街化区域内には都市公園が少ない。
- 市街地内及び隣接する大規模公園がない。

【公園等】

- 木陰やベンチなどの設備が少ない。
- 街灯が少ないため防犯上危険。
- 利用されていない公園が多い。
- 誰もが利用しやすい公園とはなっておらず、多様な年代のニーズに合った公園の整備が必要。
- 十分に維持管理されていない公園がある。
- 公園利用者のマナーが悪い。
- 雑草の手入れがされていない。
- 公園のグラウンドは申請が必要で使い勝手が良くない。
- 除草剤の過剰使用。

【河川・水路】

- 自然度が低い箇所や親水性の低い箇所がある。
- 生活排水による水質の汚染調査が必要。
- 集落排水の整備が未完全。
- 河川・水路の清掃や草取りが必要。
- コンクリート護岸にしたため、浄化力が減少している箇所がある。
- 動力機が生物に与える影響の調査が必要。
- 除草剤の過剰使用。
- 土手の景観を保全するため、修景や管理が必要。

【道路】

- 幹線道路に緑が少ない。
- 沿道の景観がゴミなどにより損なわれている。
- 沿道の修景が必要。
- 沿道樹木の維持管理や適切な樹種選定が必要。

市民アンケートに寄せられた意見は影付きで示しています。

ワークショップでみなさんからあげられた意見に関連する課題は赤字で示しています。

河川・水路		
農地	畑	
	水田	
歴史文化	社寺境内地と一体になった緑地	
	文化財と一体になった緑地	
	観光用はす田（水生植物園、森川花はす田、赤蓮保存田）	
	ハス田	
公園等	都市公園・都市緑地	
	都市公園以外の公園（1000㎡以上）	
	1ha以上のグラウンド（学校含む）	
道路	都市計画道路	
	桜並木	
市街化区域		
駅周辺		

【地区全体にかかる課題】

- 子供が自由に遊べる場所が少ない。
- 全体的にただ遊具のある広場となっており、特色がない。
- 都市公園等施設緑地の面積や箇所数が少ない。
- 公園広場の配置が、地域によって偏っている。
- 散歩コースや散策路の整備が不十分。
- 公共的な緑化だけでなく個人的な緑化も促す必要がある。
- 公園やグラウンドへのアクセスの改善。
- 人口の7割程度が居住する市街化調整区域においても公園が必要。

第3章 みどりの将来像

これまでに整理した、本市のみどりに関わる現状と課題や市民の想い等を踏まえて、みどりに関わる望ましい将来像を、本章に示します。

3-1 みどりの将来像

本市の自然環境を形成する大きな構成要素として、広大な農地、市内を流れる大小の河川・水路が挙げられます。このほか農地に残る社寺林や屋敷林も、貴重なみどりの要素となっています。

みどりのまちづくりを行っていくためには、このような地域のみどりを守り活用していくことが重要です。以下に示すみどりの将来像を目指し、市民と一緒にみどりのまちづくりを進めていきます。

※第3回市民会議の中で決定します。

3-2 みどりの将来都市構造

本市のみどりの将来像を、総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画を踏まえて都市構造として示すと、次図のとおりです。次の要素から構成するものとします。

(1) 水とみどりのネットワーク

①木曽川東海軸

木曽川・長良川の沿線は、木曽川東海緑地【国営木曽三川公園】に指定されており、愛西市の自然環境を形成するうえで極めて重要な構成要素です。水とみどりの環境形成上の骨格として「木曽川東海軸」に位置づけ、環境保全・改善を図ります。

②田園軸

①の東側には、ハス田をはじめとする美しい田園地帯が広がっています。おおむね市の西側を南北方向に伸びているため、「田園軸」と位置づけ、美しい景観と営農環境を守っていくものとします。土地利用の転換が行われる場合にも、可能な限り田園地帯のもつ風致を阻害しないように努めることとします。

③街路樹のネットワーク

都市計画マスタープランにおいて「都市間連携軸」に位置づけられている幹線道路（国道155号、(主)津島南濃線、(一)津島海津線、(一)佐屋多度線、(一)給父清須線、その他の都市計画道路）については、その維持管理や新規整備等の機会を活用して街路樹や街路植栽の充実を図っていくものとします。

可能な限り沿道の植栽充実も推進することで、市内全体に街路樹を中心としたみどりのネットワークの形成を図ります。

④水辺のネットワーク

本市には、①の木曽川・長良川以外にも、日光川・善太川・領内川・鵜戸川といった河川があり、まちの貴重な資源となっています。

これらについては都市計画マスタープランにおいて「親水環境軸」に位置づけられていますが、本計画においてはこの考え方を踏まえ「水辺のネットワーク」に位置づけ、水質の浄化と親水性の向上を図ります。

(2) みどりの中心核

①都市型みどりの中心核

都市計画マスタープランにおいて「複合機能地区」に位置づけられている主要な鉄道駅周辺については、複合的な機能集積を促進することとされています。これらの地区においては、みどりのまちづくりの観点も重視する「都市型みどりの中心核」に位

置づけ、既存のみどりを守るほか、計画的に建物まわりや街路の植栽の充実を推進することなどで、都市的な空間にあってもうるおいを感じさせるような、みどりの空間創出を図っていくものとします。

② “憩いのみどり” の中心核

国営木曽三川公園、愛西市親水公園といった既存の主要公園を「憩いのみどりの中心核」に位置づけ、公園としての多面的な機能の維持・向上を図るとともに、みどりの保全と充実を図ります。

③ 伝統のみどりの中心核

古くからある神社仏閣の社寺林など、伝統的・歴史的風土や文化的意義を有する箇所のうち主要なものについては、「伝統のみどりの中心核」に位置づけ、各々の特性ある植栽と趣を守っていくものとします。

④ 生態系の中心核

良好な植物群落や野生生物生息地のうち主要なものについては、「生態系の中心核」に位置づけ、生態系保全等の観点から大切に守っていくものとします。

将来都市構造図

【水辺のネットワーク】

日光川、善太川などの小河川は貴重なまちの資源として、水質の浄化と親水性の向上を図ります。

凡 例	
	木曽川東海軸
	田園軸
	街路樹のネットワーク
	水辺のネットワーク
	都市型みどりの中心核
	“憩いのみどり”の中心核（都市公園）
	“憩いのみどり”の中心核（都市計画公園以外の公園（1000㎡以上））
	伝統的みどりの中心核
	生態系の中心核
	ハス田
	幹線道路
	農地

【田園軸】

美しい景観と営農環境を守っていき、土地利用の転換が行われても、可能な限り田園地域の風致を阻害しないように努めます。

【生態系の中心核】

良好な植物群落や野生生物生息地のうち主要なものについては、生態系保全等の観点から大切に守っていきます。

【都市型みどりの中心核】

主要な鉄道駅周辺については、既存のみどりを守り、計画的に建物の周りや街路の植栽の充実を推進し、都市的な空間に潤いを感じさせるようなみどりの空間創出を図ります。

【“憩いのみどり”の中心核】

公園として多面的な機能の維持・向上を図るとともに、みどりの保全と充実を図ります。

【伝統的みどりの中心核】

古くからある社寺仏閣の社寺林など、伝統的・歴史的風土や文化的意義を有する箇所のうち主要なものについては、各々の特性ある植栽と趣を守っていきます。

【街路樹のネットワーク】

都市計画マスタープランにおいて「都市間連携軸」に位置づけられている幹線道路については、維持管理や新規整備等の機会を活用して街路樹や街路植栽の充実を図り、市内全体に街路樹を中心とした緑のネットワークの形成を図ります。

【木曽川東海軸】

水とみどりの環境形成上の骨格として、環境保全・改善を図ります。

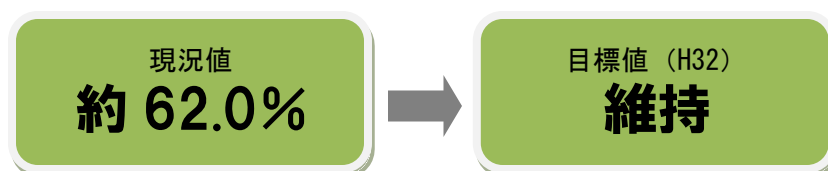
3-3 計画の将来目標値（将来フレーム）

緑の将来像を実現するために、緑に関する目標値を以下のように設定します。

■緑地率

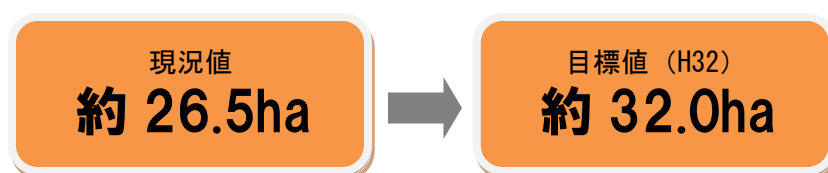
本市の緑地現況量は 4118.59ha となっており、その大半は農業振興地域農用地区域や河川区域が占めています。この緑地面積が計画対象区域に占める割合（＝緑地率）は、61.8% となっており、近隣市よりも高い結果となっています。

一方平成 32 年度における将来人口は、総合計画及び都市計画マスタープランによると 61,450 人とされており、現在よりもやや減少することが予測されています。そこで、公園の量的な拡大を図ることよりも、みどり空間の質的な充実を図ること、既存の緑地や田園景観の保全を図ることに重点を置き、現在の緑地率の維持を図ることを目標とします。



■都市公園整備面積

本市には、都市公園が 5 箇所ありますが、すべての公園において整備が完了しているわけではありません。そこで、平成 32 年までに都市公園の整備を積極的に進め、整備率を 100%とします。また、都市公園としての位置付けを視野に入れて、他既存公園の再整備を進め機能充実を図ります。このように都市公園の整備推進と都市公園への移行を視野に入れた再整備を行うことで、32.0ha の緑地確保を目指します。



第4章 みどりのまちづくりの方向性

第3章に示した「みどりの将来像」を実現するための、みどりのまちづくりの方向性を、本章に整理しました。

4-1 みどりのまちづくりの基本理念

みどりのまちづくりを進めるうえでの基本理念を、社会的背景を踏まえて、次のとおり設定しました。

(1) 多角的視点からの取り組み

みどりには、環境保全・大気浄化・景観形成・やすらぎの空間提供など、多面的な機能があります。単一の機能にのみ焦点をあてるのではなく、多面的な機能を維持・向上させる観点から、総合的なみどりのまちづくりに取り組んでいくものとします。

水辺環境の保全・整備についても、広義の「みどり」に含めて捉え、まちづくりの対象とします。

(2) 多様な主体の連携による取り組み

みどりのまちづくりは、公園づくりや緑地保全にとどまらず、例えば街路整備の際の植栽や、学校教育にあたってのみどり教育の推進など、多様な分野に関連するため、幅広い部局が連携して進めていくものとします。

市民や事業者、NPO、関係行政機関との協働も重視します。

イベントの共催など、場合によっては周辺市町村等との広域連携なども検討していくものとします。

(3) みどりの保全と質的な充実の重視

田園地帯に囲まれ、大都市などと比較するとみどりの空間に恵まれている本市は、将来に急激な人口増が見込まれることもなく、今後、公園や緑地を量的観点から大幅に増やしていく必要性は必ずしも高くありません。

むしろ現在あるみどりを大切に守ること、そして、みどりの「質」に着目し、質を高めていくことを重視するものとします。

4-2 みどりのまちづくりの基本方針

上述の基本理念を踏まえて、本市におけるみどりのまちづくりの基本方針は、愛西市らしいみどりを守る観点、既存のみどりを充実させる観点、そして市民との協働の観点から、次の3類型から構成するものとします。

①『愛西市らしいみどりを守る』

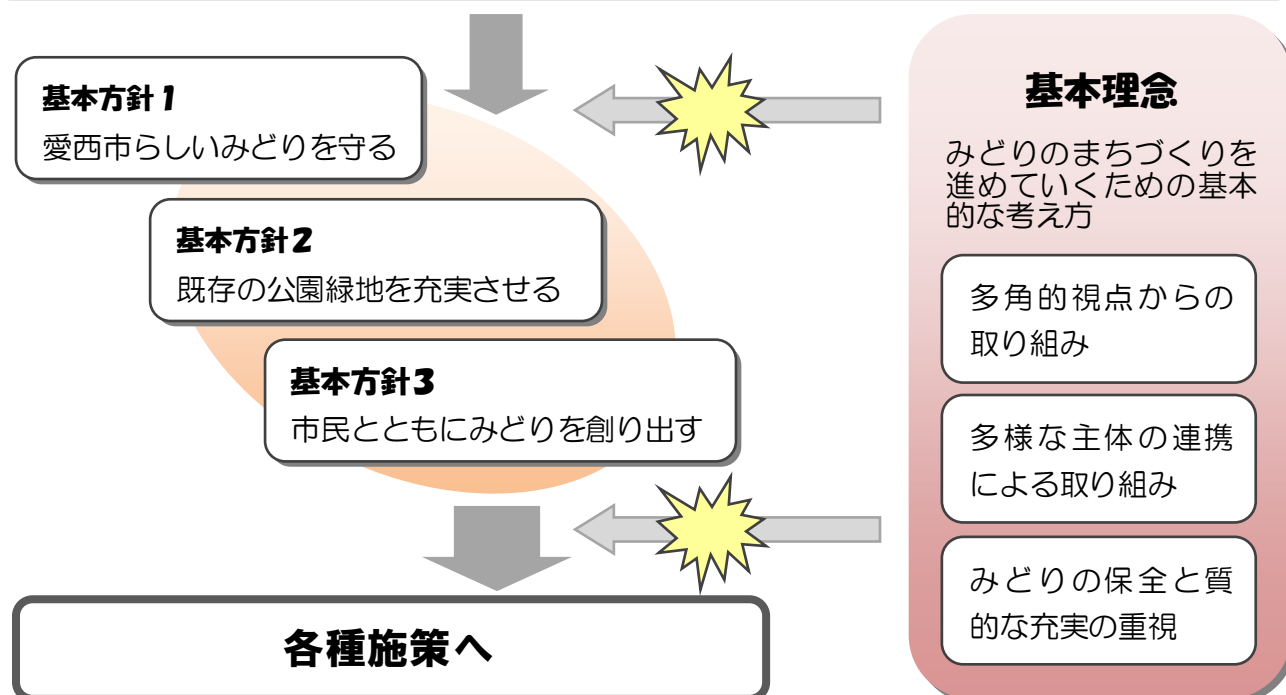
②『既存の公園緑地を充実させる』

③『市民とともにみどりを創り出す』

これらの基本方針を大きな軸として、みどりのまちづくりを実現するための施策の展開を図っていきます。

【施策展開のイメージ】

将来像：



市民アンケートで寄せられた意見は影付きで示しています。

みなさんからあげられた意見に関連する施策を赤字で示しています。

◆みどりのまちづくりの将来像と施策体系◆

将来像：

基本方針

施策分野

施策の内容

愛西市らしいみどりを
守る

1. 農地の保全

(1) 農地を守るしくみづくり

①土地利用計画制度の活用による保全（土地利用関連法令）
②営農環境の維持・向上（総合的な農業政策の展開・動物被害・自然災害対策）
③良質な農地の保全・形成のための配慮（周辺樹林地の保全奨励・農業適正使用等）

(2) 休耕田の利活用

①農園等としての活用（市民農園・観光農園・体験農園等。小広場整備等による地域コミュニティの活性化）
②暫定的な緑化の検討

(3) 特産農産物の利活用

①ハス田の利活用（眺望スポット整備検討・栽培収穫体験プログラムの充実）
②特産農産物のPRと啓発（知名度向上・食育への活用）

2. 樹林地・樹木の保全

(1) 樹林地・樹木を守るしくみづくり

①保存のための法制度の活用（緑地保全地区や保存樹木の指定）
②所有者との協定による保全（協定締結・費用助成の検討）
③特色あるみどりの保全（貴重なみどりの周知とPR）

3. 水辺環境の保全

(1) 水質の保全・再生

①水質検査の実施（定期的検査）
②水質浄化策の推進（下水道や集落排水の整備・モラル向上・植物や貝などを用いた水質浄化手法の適用検討）

(2) 河川・水路の利活用

①河川景観の保全（沿川樹木の保全徹底・開発や広告物の規制・デザイン工夫）
②親水・レクリエーション機能の強化（多自然型護岸整備・眺望空間整備・親水公園の維持管理と充実）
③水辺空間の多目的活用（環境教育の場・植生実験の場）

既存の公園緑地を
充実させる

1. 公園緑地の充実

(1) 緑と水のネットワークの形成

①街路樹・街路植栽の充実（並木と中低木の組合せ整備・花やせせらぎ・適切な樹種選定・散策路機能のネットワーク化）
②水辺環境のネットワーク形成（水質の浄化に加えた土手の修景）

(2) 公園緑地の適正配置とアクセス改善

①適切な公園配置の検討（都市公園の適正な維持管理と需要動向に合わせた配置検討・都市公園以外の公園緑地空間のあり方の継続的検討）
②公園へのアクセスの向上（歩道整備・バリアフリー化・案内サイン充実等）

(3) 公園緑地の機能強化

①特色ある公園づくり（シンボルカラーや市の樹木と花の活用・地域特性反映）
②誰もが利用しやすい公園づくり（ユニバーサルデザイン、ベンチや街灯の設置等）
③公園緑地の多面的活用（環境教育・防災・レクリエーション等）
④ビオトープの形成（生き物の生息環境の保全・再生）

2. 公園緑地の維持管理

(1) 公園緑地の適切な維持管理

①遊具等の管理（定期点検・安全性確保の重視）
②樹木調査の実施（「樹木の健康診断」）
③適切な樹木管理の実施（剪定・落ち葉の清掃、剪定した枝葉の堆肥化等）

(2) 市民参加による維持管理

①市民参加の機運醸成（関連情報の公開と提供等）
②市民参加機会の拡大（参加機会の提供・組織づくりの支援・植樹や改修など自主的取り組みへの支援）

市民とともにみどりを
創り出す

1. みどりにふれる
きっかけづくり

(1) みどりのまちづくりの普及啓発

①マナー遵守の啓発（学校教育と社会教育両面からの取組み）
②みどりに関する資料の作成と公表（資源マップ等の作成・公表、市の木や花のPR等）
③学校教育等によるみどりとのふれあい促進（草取り・清掃・環境教育）

(2) みどりのイベント開催

①緑化フェアや植木市などの開催（関連イベントでのPR・他都市との交流検討）
②講習会の開催（各種の講習会・勉強会の開催検討・市内の人材活用）

2. みどりのまちづくりを推進する
しくみづくり

(1) 市民の活動への支援体制づくり

①市民や市民団体への支援（情報提供・技術的支援）
②市民ボランティアの育成（「みどりのボランティア」）
③緑化や水循環のまちづくりに関するサービスの充実（苗木や種の配布・剪定した枝葉の堆肥化・雨水貯留施設や地下浸透施設の整備支援等）

(2) 協働の取組み

①庁内体制の充実（横断的取組み・情報共有化と体制整備）
②公民連携の推進（協働の取組み・地域別等のグループ活動等）

3. 各種施設の緑化

(1) 駅周辺の緑化

①駅前空間の緑化（駅前広場の整備と並行または先行した緑化・シンボルツリーの植栽検討・借地等による緑化スペース確保）
②周辺部を含めたみどりあふれる市街地の形成（市街地の都市的なみどり空間創出）

(2) 教育施設の緑化と多目的利用

①総合的な緑化の推進（保全維持管理とさらなる緑化検討・記念樹植栽・壁面緑化検討等）
②環境学習にふさわしい場としての整備（環境教育の実践の場づくり・ビオトープ整備の検討等）
③地域のレクリエーションの場としての活用（グラウンドの開放等）

(3) その他の公共公益施設の緑化

①大規模な施設における緑化の推進（率先したみどりの保全と維持管理・充実）
②小規模な施設における緑化の推進（屋上緑化や壁面緑化を含めた多面的な緑化・効果的な緑化）

(4) 道路の緑化

①シンボルロードづくりに合わせた緑化（シンボルロード整備機会を活用した緑化）
②沿道空間の一体的緑化（幹線道路沿道の一体的緑化のPR等）
③道路緑化全般の推進（歩行者専用道路としての緑化・コミュニティ道路整備の機会を活用した緑化等）

(5) 住宅地の緑化

①統一的緑化と個性的緑化の両立（街路樹の統一・民有地の樹種推奨・地域別の差異化）
②生垣化の推進（生垣化の推奨とPR・補助融資の検討）
③緑化に関するサービスの充実（苗木や種の配布・枝葉の堆肥化支援等：再掲）

(6) 民間企業敷地などの緑化

①産業系用地の緑化の推進（弥富IC周辺の産業拠点形成に合わせた緑化等）
②工場外周部の緑化の推進（大規模工場の法に基づく緑化・中小工場の緑化推進）
③大規模な企業跡地の緑化の検討（ごみ清掃工場跡地等における緑化検討）

第5章 みどりのまちづくりの分野別方針と施策

本章では、みどりのまちづくりを進めていくうえでの基本方針と施策展開の方向性を、分野別に整理します。

5-1 「愛西市らしいみどりを守る」ための方針と実施施策

1. 農地の保全

農地は、本市の景観構成の最大の要素であると同時に、「食」を支える基盤、雨水調整を行う涵養地、災害時の避難地など、様々な機能を有している重要なみどりです。したがって、農地の維持・保全を図るだけでなく、活用についても積極的に検討していきます。

(1) 農地を守るしくみづくり

①土地利用計画制度の活用による保全

国土利用計画法・都市計画法・農振法（農業振興地域の整備に関する法律）・生産緑地法といった土地利用計画にかかわる法律にもとづいて、保全すべき農地を明確化し、将来にわたって保全していきます。

②営農環境の維持・向上

総合的な農業政策の展開により、営農継続を支援することで、結果として農地が残されるように取り組みます。

動物被害や自然災害から農作物を守るための各種支援策も検討・実施していきます。

③良質な農地の保全・形成のための配慮

美しく良質な環境をもつ農地を守り育てるため、営農者自身の努力も欠かせません。

②の支援策を講じるとともに、農地周辺の良い樹林地の保全を奨励したり、農薬や除草剤の適正使用などに取り組んでもらうように、啓発活動等を進めます。

農地付近に無秩序に立ち景観を阻害する要因となっている広告・看板類の適正化にも努めます。

（２）休耕田の利活用

①農園等としての活用

休耕田については、市民農園や観光農園、体験農園など、レクリエーション需要に応える場としての貸し出しなど、活用方策を検討・推進していきます。田植えや栽培、収穫といった農業体験プログラムを充実することも検討していきます。

小広場を付属整備することなどで、地域コミュニティの活性化や市内外の人たちの交流の場の創出を図ります。

②暫定的な緑化の検討

当面農地として利用される見込みがなく、宅地転用も難しい、あるいは不適切な休耕田のうち、特に美しい景観形成が求められるようなところでは、緑化や花を植えるなど、暫定的な緑化の可能性を検討します。

（３）特産農産物の利活用

①ハス田の利活用

本市の特産農産物であるハス田を最大限に活用した取り組みを展開します。

景観面で特徴的であることから、眺望スポットを整備・紹介することや、ハス田の栽培・収穫を体験するプログラムの充実も検討します。

②特産農産物のPRと啓発

貴重な田園景観を守るためには、特産農産物の知名度をさらに向上させていくことも必要です。ハスをはじめとする本市の特産物を市内外にPRすることに努めます。

また、市民、特に子どもたちに意識を高めてもらうための啓発活動も重要です。学校給食において特産農産物を生かしたメニュー導入を促進するなど、「食育」などの施策を進めます。

2. 樹林地・樹木の保全

本市には、まとまった樹林地が少ないが、景観的な役割や生体機能の維持を担うため、その保全・充実に努めていきます。

(1) 樹林地・樹木を守るしくみづくり

①保存のための法的制度の活用

特に貴重であったり特徴的であったりするみどりがみられる場合には、緑地保全地区や保存樹木といった法令に基づいた区域や樹木の指定を検討します。

②所有者との協定による保全

①の指定が難しい場合には、市と緑地や樹木の所有者との間で協定を締結し、みどりを守っていくことも検討します。

しかし実際には、所有者のみに維持管理の義務を負わせることは負担が大きいため、維持管理のための費用を助成することが考えられます。

社寺林・屋敷林等のうち、特に重要と考えられるものについての助成制度の導入を検討します。

③特色あるみどりの保全

①の指定や②の協定に至らない場合でも、貴重なみどりの周知・PRなどを検討していきます。

「良好な植物群落等、野生生物生息地等」「良好な水辺地であり動植物生息地」「伝統的・歴史的風土を表す緑、水辺等」「文化的意義を有する緑・水辺等」を、現況において整理しているため、当面これらを候補として取り組みを進めます。

3. 水辺環境の保全

木曽川・長良川をはじめとする河川のほか、用水路などを含めて、うるおいのある水辺環境を守るための取り組みを進めます。

(1) 水質の保全・再生

①水質検査の実施

市内の河川と主要な水路、ため池などの水辺空間のうち主要な箇所については、定期的に水質検査を実施します。

必要に応じて、特定箇所の随時検査等の実施も検討します。

②水質浄化策の推進

水質を浄化するため、公共下水道や集落排水の整備、汚染防止に関わるモラル向上の呼びかけ等を図ります。

植物や貝などを用いて水質を浄化する手法も研究・開発されてきているため、その適用についても検討していきます。

(2) 河川・水路の利活用

①河川景観の保全

木曽川・長良川は、市のシンボルともいえる河川景観を形成していたため、その水質保全・向上とともに、川沿いの樹木の保全を徹底するほか、無秩序な開発や広告物等の設置を防止するための規制・誘導・監視に努めます。

その他河川についても良質な景観が形成されるように、護岸の橋梁等のデザインを検討します。

②親水・レクリエーション機能の強化

河川は、単に排水を処理するための施設ではなく、自然に親しむための空間でもあることから、親水性を高めるための工夫を行います。具体的には、垂直のコンクリート護岸を緩傾斜の多自然型の護岸に改良したり、沿線や橋梁に眺望のための空間を整備することなどが考えられます。

③水辺空間の多目的活用

水辺空間は、②の親水やレクリエーションの機能に加えて、環境教育の場や植生実験の場など、多目的な活用を検討していきます。

5-2 「既存の公園緑地を充実させる」ための方針と実施施策

1. 公園緑地の充実

市内の公園緑地について、相互のネットワーク化と適切な配置を図るとともに、様々な観点から機能の強化を図ります。

(1) 緑と水のネットワークの形成

①街路樹・街路植栽の充実

幹線道路を中心に街路植栽の充実を図ります。

並木の整備とともに、区間によっては中木や低木を組み合わせた植栽を行います。カラフルな花で飾ることや、せせらぎを組み合わせで整備することも考えられます。

植栽にあたっては、本市の気候風土や整備する道路の特性（排気ガスの程度等）を考慮して適切な樹種を選定するものとします。

緑に包まれた「散策路」と呼べるようなものとなるように、可能な限り市街地全体でネットワーク化を図ります。

【用途に合わせた樹木】

用途	選定の考え方
大気浄化作用に優れた樹木	樹木は光合成により二酸化炭素を吸収すると同時に、空気中に含まれる大気汚染物質（汚染ガス）も吸収します。住宅地や学校などは大気浄化能力が高い樹種を選択し、工場や通行量の多い沿道などは大気汚染の耐性についても考慮することになります。 【大気浄化作用に優れた樹木の例】 中低木……オオムラサキ、シデコブシ、トサミズキ、ニシキギ、ハコネウツギ、マユミ、ムクゲ、レンギョウなど 落葉高木……イチョウ、エゴノキ、エノキ、クヌギ、ケヤキ、サルスベリ、シダレザクラ、センダン、ナンキンハゼ、ハルニシ、ミズキ、モモなど 常緑高木……ヤマモモなど 【大気汚染耐性の優れた樹木の例】 オオムラサキ、ハコネウツギ、マユミ、ムクゲ、レンギョウ、イチョウ、ヤマモモなど
耐火性に優れた樹木	規模が小さくオープンスペースを有する施設が不足している地区においては、耐火性に優れている樹木などを積極的に取り入れ、避難地・避難経路となる公園や幹線道路をみどりのネットワークでつなぐことが重要です。 【例】 キョウチクトウ、サザンカ、サンゴジュ、シラカシなど

②水辺環境のネットワークの形成

木曽川・長良川をはじめとする河川のほか、用水路などを含めて、市内の水辺空間がつながりをもってネットワーク化されるように、「5-1」に記述した水質の浄化等に加えて、土手の修景等に努めます。

(2) 公園緑地の適正配置とアクセス改善

①適切な公園配置の検討

都市公園として、国営公園である木曽三川公園をはじめ、愛西市親水公園（地区公

園)、中央公園、海西公園（近隣公園）、北河田公園（街区公園）があるため、それらの適正な維持管理を行うとともに、今後の需要動向に合わせて適切な公園の配置を検討していくものとします。

都市公園以外の、児童遊園、ちびっこ広場、農村公園など、広義の公園や、民間開発により整備される公園緑地空間も含めて、そのあり方を継続的に検討していきます。

②公園へのアクセス向上

主要な公園については、その利用のしやすさを高めるため、そこに至る歩道整備を進めたり、バリアフリー化を図るなどして、アクセス（＝行きやすさ）の向上を図ります。必要性に応じて、案内サインの充実も推進します。

（３）公園緑地の機能強化

①特色ある公園づくり

本市の公園には、本市ならではの雰囲気をもたせることが望ましいといえます。シンボルカラーや市の樹木・市の花等を生かした公園づくりを推進していきます。

地域特性にあった公園づくりにも留意します。

②誰もが利用しやすい公園づくり

公園は、今後の高齢社会に対応してバリアフリー化（＝段差などの障害をなくすこと）されたものとしていきます。子どもから高齢者まで、障害をもった人も気軽に安全に利用できるように、改修や新規整備にあたっては、ユニバーサルデザイン（すべての人のためのデザイン）の導入を推進していきます。

またベンチの設置や樹木の植栽を行うほか、街灯や足元灯、カーブミラーなどの設置を推進し、誰もが安心してくつろげる公園づくりに努めます。

③公園緑地の多面的活用

公園や緑地は、幼児・子供のみならず、成人の環境教育の場としても活用を考えていきます。災害が発生した際には避難場所となり、延焼遮断等の防災機能をもつことから、防災機能の強化も考慮します。

なお現在国営木曽三川公園（東海広場・（仮称）鵜戸川）では、広域的なレクリエーションの拠点を目指して、各種スポーツやイベント、デイキャンプなど様々なレクリエーションを楽しむことができる場としての整備を進めています。

④ビオトープの形成

公園や緑地、河川の一部については、多様な生き物の生息環境を保全・再生することで、「ビオトープ（＝生物の生息空間）」としての機能を強化することを目指します。

2. 公園緑地の維持管理

公園緑地を適切に維持管理していくことで、その機能の保全・強化と後世への継承を図ります。

(1) 公園緑地の適切な維持管理

①遊具等の管理

公園の遊具や各種の設備・備品については、定期的に点検を行うなど、適切な管理を行います。特に児童にとっての安全性の確保を重視していきます。

②樹木調査の実施

緑地や貴重な樹木については、随時または定期的に調査（仮称「樹木の健康診断」）を行い、問題があった場合には、速やかに対策を講じることとします。

③適切な樹木管理の実施

街路樹や公園内の樹木等について、計画的・定期的に剪定や落ち葉の清掃などの維持管理活動を行います。

剪定した枝葉について堆肥化を行うなど、リサイクルの視点も重視します。

(2) 市民参加の維持管理

①市民参加の機運醸成

公園緑地の全てを行政が完全に維持管理していくことは、コストや効率などの面から考えて困難であり、また「協働のまちづくり」の社会潮流から考えて望ましいともいえない面があります。現在、公園などの一部で町内会による除草・清掃活動や市民ボランティアによる道路の維持管理が行われています。

公園緑地や樹木、花壇などの維持管理に地域住民が積極的・主体的に関われるように、関連情報の公開・提供等により、機運を高めていきます。

②市民参加機会の拡大

啓発活動の進展とともに、公園緑地整備に関わる検討の場への市民の参加機会の提供や、市民団体や NPO 等の組織づくりの支援を行うことなどで、市民参加の機会の拡大を図ります。

地域住民による自主的な美化活動等が活発化し、将来的には、地域の提言と取り組みにより苗木の育成や植樹を行ったり、公園緑地を改修したり新設したりすることが一般的な姿となることを目指します。

5-3 「市民とともにみどりを創り出す」ための方針と実施施策

1. みどりにふれるきっかけづくり

田園地帯に囲まれた環境にある本市にあって、みどりは身近な存在ですが、意識して残し増やしていくだけの明確な意思をもつことが必要とされます。そのためのきっかけづくりを多彩なメニューで行います。

(1) みどりのまちづくりの普及啓発

①マナー遵守の啓発

良質な水やみどりの空間を汚すことなく残し、増やしていくための、マナー遵守に関わる啓発活動を行います。

学校教育と社会教育の両面から取り組んでいきます。

②みどりに関する資料の作成と公表

「みどりの資源マップ」など、本市のみどりの現状をわかりやすく視覚的に伝える資料やパンフレットの作成・公表を推進します。作成にあたっては、市民や事業者からの情報の活用も検討していきます。

また、市の木（マキ）や花（ハス）のPRも広く行っていきます。

③学校教育等によるみどりとのふれあい促進

小学校や中学校、幼稚園、保育園等において、公園・緑地の水路等の清掃活動を推進することで、みどりの大切さを肌身で感じるような機会の提供を図ります。

各々の発達段階に応じた環境教育を推進します。

(2) みどりのイベント開催

①緑化フェアや植木市などの開催

緑化フェアや植木市といった、みどり関連のイベントを定期的または随時開催できるよう検討します。

これらの機会を活用して、みどりの重要性のPRと知識の普及に努めるとともに、実際の緑化活動を支援していきます。

周辺の都市や大都市など、他の自治体との交流事業を開催する可能性も検討していきます。

②講習会の開催

農業技術の指導、環境学習、自主的に取り組める緑化の紹介など、みどりに関わる各種の講習会・勉強会の開催を検討します。

講師等は、市内の人材を活用することに努めます。

2. みどりのまちづくりを推進するしくみづくり

実際に緑化を推進するための前提として、体制やしくみを充実させていきます。

(1) 市民の活動への支援体制づくり

①市民や市民団体への支援

市の広報誌やホームページを活用するなど緑に関する情報提供の仕組みを確立し、緑に関する市民への意識啓発と情報の共有化を図ることにより、協力体制の充実を図ったり専門家の派遣等による技術的な支援を推進します。

②市民ボランティアの育成

緑化や水質浄化などに取り組む「みどりのボランティア」の育成を検討・推進します。

③緑化や水循環のまちづくりに関するサービスの充実

定期的または非定期的の機会を活用して、市民等に苗木や花の種の配布を行い、市民・事業者による自主的な緑化活動を支援します。植樹する場所の提供に関する相談に応じることも検討します。

剪定した枝葉の堆肥化を推進するような「みどりのリサイクル」、雨水の貯留施設や地下への浸透施設といった「水循環のまちづくり」に関わる支援サービス体制の強化も検討します。

(2) 協働の取組み

①庁内体制の充実

緑化や水辺空間の整備などのみどりのまちづくりは、多角的視点を必要とすることから、担当部局のみならず、全庁的・横断的な体制で進める必要性が高いといえます。

そのための情報の共有化や体制整備などを検討・推進します。

②公民連携の推進

みどりのまちづくりは行政機関のみの力では十分に効果をあげることができません。

上述の支援の実施とともに、官民が連携し協働の取り組みを進めます。

地域別や目的別などでグループを分けて取り組むことも考えられます。

3. 各種施設の緑化

駅周辺・学校・公共公益施設・道路・住宅地・民間敷地など、緑化の対象となる施設は様々です。各々にふさわしい緑化の形態を進めていくものとします。

(1) 駅周辺の緑化

①駅前空間の緑化

鉄道の駅前については、駅前広場の整備と並行あるいはそれに先行して、各々にふさわしい緑化を進めます。

各駅の特徴を出す「シンボルツリー」の植栽等も検討します。

緑化のための空間が不足する場合には、借地等によってそのスペースを確保していくことも検討します。

②周辺部を含めたみどりあふれる市街地の形成

駅周辺や住宅地も含め、市街化されている区域、今後市街化を促進する区域についても、駅前と連続性をもった並木や植栽を行うなど、可能な限り一体的な取り組みを進めます。これにより、周辺の田園地帯とは異なった、都市的なみどりの空間の創出を図ります。

(2) 教育施設の緑化と多目的活用

①総合的な緑化の推進

小中学校などの教育施設は相当の敷地規模をもつため、既に緑化されているところが多くなっていますが、既存のみどりの保全と適切な維持管理に加えて、さらなる緑化も検討していきます。

児童・生徒による記念樹の植栽などの既存の活動に加えて、花壇の充実や景観に優れ遮熱効果も高いといわれる壁面緑化などを総合的に検討・推進することを考えます。

②環境学習にふさわしい場としての整備

前述のように学校においては、みどりとのふれあいなどを通じて、環境学習を進めていきます。その実践の場としてふさわしいように、多様な植物や身近な生き物とのふれあいが可能なビオトープ空間の形成などを検討・推進します。

③地域のレクリエーションの場としての活用

教育施設は、地域のレクリエーション等の場として活用することが求められています。休日や放課後のグラウンド開放など、さらなる利用促進と受け入れ体制の整備を図ります。

（３）その他の公共公益施設の緑化

①大規模な施設における緑化の推進

教育施設以外にも市内には様々な公共公益施設がありますが、庁舎をはじめ、一定の規模をもつ施設については、率先してみどりの保全・適切な維持管理・充実に努めていきます。

②小規模な施設における緑化の推進

小規模な施設については、十分な緑化スペースがない場合もあるため、屋上緑化や壁面緑化を含めて多面的な緑化を図るものとします。

同じみどりの量であっても視覚的に豊かに感じるような工夫も考えられることから、効果的な緑化を考えます。

（４）道路の緑化

①シンボルロードづくりに合わせた緑化

都市計画道路（都市計画法に基づいて指定されている主要道路）などの主要道路については、市や地域の目玉となるようにシンボルロードとして整備することが考えられます。

道路の緑化を推進するためにも、個性と風格のある街路樹や豊かな街路植栽、花壇の設置なども検討していくものとします。

②沿道空間の一体的緑化

①のシンボルロードを含めた幹線道路については、その沿道でも合わせて緑化を推進することが、まとまったみどりの帯を形成するうえで有効です。

道路整備での事業と合わせてPRや機運醸成等に努めていくこととします。

③道路緑化全般の推進

一般の道路については、十分な緑化スペースが確保できないことも多くなっています。路線によっては、歩行者専用道路として緑化を行ったり、歩行者と自動車の通行空間を融合させた「コミュニティ道路」として整備し、狭さく（交差点等で自動車が通行するゲート部分を狭めること）部分やスラローム（蛇行）区間などで植栽を行う考え方もあります。

（５）住宅地の緑化

①統一的緑化と個性的緑化との両立

実のなる樹木、本市の気候風土に見合った樹木などを中心に、市内の街路樹を統一したり民有地の緑化樹種の推奨などによって、統一的なみどりの風景の創出に努めていくこととします。

一方で、例えば地域毎に差異をつけることできめ細かく個性を打ち出していくという手法もあります。

今後の実際の取り組みにあたって個別に検討・推進していくものとします。

②生垣化の推進

生垣は、宅地の内部のみならず、道路をうるおいのある空間とする効果をもつため、市街地を中心に、生垣化を推進します。

生垣化の推奨・PRを進めるとともに、補助制度・融資制度の導入可能性についても検討していきます。

③緑化に関するサービスの充実

前述した苗木や種の配布、剪定した枝葉の堆肥化支援など、住宅地の緑化に関するサービスの充実を実施・検討します。

（６）民間企業敷地などの緑化

①産業系用地の緑化の推進

弥富 IC（インターチェンジ）周辺については、「産業拠点」の形成を計画されているため、その事業推進にあたって緑化を重視します。

②工場外周部の緑化の推進

工場の外周部については、環境保全と景観向上の両面から特に緑化が必要とされます。大規模な工場については、一定の緑化が法律で義務づけられていますが、中規模な工場についても可能な限り周辺緑化を推進するため支援策を検討していきます。

③大規模な企業跡地の緑化の検討

ごみ清掃工場跡地や今後土地利用転換が想定される大規模工場跡地等については、周辺緑地の利活用を含め、土地利用の具体化に合わせて検討・推進していきます。